別　紙

## 【談合情報への対応について】

Ｑ．事前に談合情報が入った場合の対応について説明を受けたが、工事完成後の対応についてはどうなっているか。

Ａ．公正取引委員会が、独占禁止法違反で排除勧告を行い、業者が応諾した場合については、事後であっても、一定期間資格停止という処分をしている。また、契約約款の中で、契約解除及び違約金１０％というペナルティを科している。工事後の損害賠償の件については、検討中である。

## 【抽出事案に関する質疑応答】

### １　公共　総合治水対策特定河川事業　上戸排水機場（仮称）土木施設工事

特に質疑なし。

### ２　県単　地方特定道路整備事業（橋梁）犀川橋上部工（P6～A2）工事

Ｑ．参加資格を点数で表しているが、この点数はどのような要素で算出しているのか。
また、その点数は、岐阜県だけの独自のものか。

Ａ．全国の建設業者を対象にして、経営事項審査を行っている。その中で、経営状態・営業年数・技術者の数等を勘案して、点数化したものが客観点数である。
また、客観点数は、全国統一の基準で決定しているため、岐阜県独自のものではない。

### ３　公共　通常砂防事業（翌債）工事

Ｑ．業者を選定した理由で、運用基準を基に全部で１５社を選定しているが、特に地元の業者を入れている。Ｂランク（中級）程度の工事については、技術的にどのような業者でもできそうだが、もう少し広い範囲で選定することはできないのか。

Ａ．広い範囲といっても、どこまで広げて選定するかの線引き（基準）が難しいという面がある。
また、工事場所から遠い業者の場合は、施工段取りの点から難しさ（経費増等）があると考えられる。ただし、県においては、指名業者数を増加させるなどの制度見直しを行ってきている。

Ｑ．（談合情報があった点について）
談合情報に対し、入札制度運営調査委員会の審議結果を経て、最低応札者（談合情報と一致）と契約している。その際の、事情聴取内容等については公開しないのか。
また、第３者的に審議結果が妥当かどうか調査しなくていいのか。

Ａ．「こういう理由だから今回は契約した」とか、「こういう理由だからやはり談合が疑わしいとして、やり直しした」ということを公開すると、それを逆手に取って悪用される可能性があるという懸念もあるため、具体的な調査内容・審議内容等については公開していない。
第三者的判断としては、県民代表から構成される「入札制度運営調査委員会」により、別途、審議していただいている。
（注：審議内容そのものについては公開していないが、談合情報内容、対応経過については、すべてマスコミ公表している。）

Ｑ．この委員会としても、談合情報のあった入札の取扱いについて議論が必要であり、そのために、当委員会に対してはもっと情報提供が必要ではないか。

Ａ．談合情報内容には中傷的なものもあり、（談合情報対応を直接審議する「入札制度運営調査委員会」以外への）情報提供については、慎重に取り扱う必要があると考えている。

Ｑ　事情聴取は、いつ、どのようにしているか。入札そのものを延期したり、慎重にできないか。落札した業者については異常に低い価格であるが、このようなことは度々あることなのか。

Ａ．事情聴取の方法は、入札当日の入札直前に初めて談合情報のあったことを告げ、事情聴取する。入札を延期するということは、業者同士の再相談の時間を与えるというデメリットもあり、本県では基本的に延期はしていない。
　落札価格が１者だけ異常に低いことは珍しいことではある。しかし、落札額の高低からだけで（談合の有無を）即断するのは危険なことでもある。
　なお、入札制度運営調査委員会においては、事情聴取結果、工事費内訳書の点検結果の他、（行政側として精一杯の）調査をしたものすべてを提供して、総合的に判断をいただいているものである。

Ｑ．経済的な考え方からすると、落札価格が低く押さえられているというのは、いいのではないか。例えば、5000万円程度の工事について、30～50万程度の入札差金しかないという価格の方が問題ではないか。

Ａ．公共事業の発注件数が減少している現在、業者側としては、入札価格をぎりぎりまで下げてでも受注したいという場合もある一方で、予定価格（事前公表済み）になるべく近い価格で受注したいという場合もあると考えられる。

Ｑ．入札制度運営調査委員会で「問題なし」と判断した談合情報の取り扱いについて、入札監視委員会として意見することは可能なのか。この委員会としても何らかの責務があるのではないか。

Ａ．談合情報があったものを、そのまま進めるかどうかという判断については、この監視委員会は何ら責任を負うものではない。個々の談合情報対応については、入札制度運営調査委員会の所管と考える。
　なお、運営調査委員会に判断を仰いでいるのは、談合があったかなかったかという観点だけではなく、県として、当該工事についてそのまま契約するということの妥当性という観点まで含めてである。
　また、運営調査委員会の審議を経て、審議結果を発注担当機関に通知するが、あくまで「この契約をやめる、続ける」という最終権限があるのは、発注者である県だけである。仮に、談合情報のあったもので、契約の是非について何か問題があったとしても、最終的な判断の責任を負うのは、運営調査委員会でも、入札監視委員会でもなく、発注者たる県（発注担当機関）であると考える。

Ｑ．談合情報があった場合、今後の問題として、もう少し厳しい対応を考えてほしい。

Ａ．精一杯の対応はしているが、行政側の調査については、警察と違って捜査権もなく、一定の限界もあることにもご理解いただきたい。

**４　県単　地方特定道路整備事業（街路事業）工事**

Ｑ．指名業者２２者とは管内のＡ等級の業者全部か。

Ａ．そうである。

**５　県営広域営農団地農道整備事業　郡上南部２期地区第４工区第２１号工事**

　特に質疑なし。

**６　あゆ種苗生産施設建設工事（設備）**

特に質疑なし。

**７　県立岐阜病院新ＭＲＩ棟シールド・設備工事**

特に質疑なし。

**【そ　の　他】**

Ｑ．抽出事案については、県の定めた業者選定基準に沿って、それぞれ、どのように選定したかの説明が行われるが、適正かどうかを判断するポイントは難しい。
　特殊な工事（上記６，７）については、それぞれの実績を考慮した等の説明で、選定根拠はかなり理解できたが、圧倒的多数の一般土木工事になると、殆ど事業規模だけで業者の入札参加資格が決まっており、実績についての説明はあまりなく、なおかつ、最終的に価格で決まる。（最低応札者が落札）
　委員会の役割は、県が税金の無駄遣いと言われないような適正な価格によって良質な業者をいかに選定しているかの判断をすることであると考える。適切な業者であるかどうかの判断は難しい。

　談合情報への対応について、匿名情報であっても一定の場合には扱い、厳しく対応していくとのことであるが、一方で愉快犯が増えることについての対策も必要である。

　発注段階での現地説明を県は取りやめたとのことであるが、個々の工事がそれぞれの地域事情を抱えての工事であるから、現地説明もなくて価格だけで判断するのは別の意味での危なさがあるのではないか。

Ａ．現地の説明会については特殊なものでない限りは、業者の事前顔合わせ防止の観点からも殆ど行っていない。（制度的には存続している。）

Ｑ．発注するときは材料等を明示しないのか。

Ａ．予定価格及び仕様書（材料等）を提示している。

Ｑ．この委員会の役割は何なのかということについて、共通の理解、認識を持つ必要があるのではないか。
　本日の審議で委員の関心が一番高かったのは談合問題である。やはり入札の公正さのあり方について一番関心を持っていると思う。
　談合を含めた入札の公正さについてどこまでこの委員会で議論するのか、何を対象に取り上げるのかということが必要なのではないか。

（別委員）
　委員会の審議結果概要については、委員に配布されるとともに、マスコミにも公表されており、各発注機関においては、その意見が今後の入札の際に参考として活かされているものと判断している。

Ａ．委員会の基本的役割の一つとして、個々の入札で指名されなかった場合に、まず発注機関に苦情を申し立て、その回答に納得できない場合に、委員会あてに再苦情を申し立ててもらい、審議していただくということがあるが、現在までそのような再苦情がないので、定例報告、抽出事案審議が中心となっている。
　ただし、監視委員会ができたことにより、たとえ抽出であっても監視がされているということで、各発注機関での運用には大変な牽制にはなっていると感じている。
　定例の委員会で何をポイントにして審議するかについて、わかりにくいというご意見もあるようなので、その点については、今後、委員のご意見もいただきながら、検討していきたい。

Ｑ．何を主体に委員会を行うのかということが大事である。

広い意味の入札監視ということでは、どれだけ審議時間があっても足りない。
税金の無駄遣いを防ぐための委員会なのか、業者間の不公平を取り除くためにある委員会なのか。後者であれば談合のあった案件のみを委員会で行えばいいという考え方も成り立つ。

Ａ．委員会の審議ポイントを明らかにするのみならず、委員会の所管範囲について、委員のご意見を踏まえて明確にして、意義ある委員会となるよう努めていきたい。

Ｑ．入札監視委員会でどのようなところを議論するのか絞る必要がある。
これからは入札制度のシステム等に重点をおいて議論したほうが良いのではないか。
これからは長持ちする社会基盤ををつくるべきであり、性能規定発注・ＶＥ発注等が増えてくるべきだと思う。それを見越したようなシステムについて取り組むべきはないかと思う。

Ａ．検討する。